

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2025100123002
- 2 工事名 主要地方道矢野安浦線舗装補修工事（7-1）
- 3 開札日 令和7年6月25日
（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答
第SA0001号 特殊代価表 道路打換え工（急速施工）の合材単価について建設物価と積算資料を平均した¥15,900が採用されるべきではないでしょうか。	合材単価は広島県土木工事設計資材単価表より採用しています。
第SA0003号 特殊代価表 舗装用補修材 橋面防水用の単価について建設物価と積算資料を平均した¥560が採用されるべきではないでしょうか。	舗装用補修材の単価は広島県土木工事設計資材単価表より採用しています。
第SA0005号 特殊代価表 成形目地材 高25×幅75×厚3mmの単価について建設物価と積算資料を平均した¥850が採用されるべきではないでしょうか。	申立内容のとおり、採用単価の適用に誤りがありました。
第SA0007号 特殊代価表 橋梁点検車運転 橋梁点検車の単価について橋梁点検車 ¥91,800となっていますが、土木工事標準積算基準書の運用 その他 1) 設計計上単価（材料単価）について 5. 建設機械賃料について に記載の機械賃料については、長期割引を行った賃料とするとあります。¥91,800ではなく、35%割引した単価が採用されるべきではないでしょうか。	申立内容のとおり、採用単価の適用に誤りがありました。

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがあり、入札の公正性が損なわれていると認められました。このため、当該入札を中止します。